

令和四(2022)年度  
自己点検・自己評価報告

学校法人 宮田学園  
西日本国際教育学院  
学院長 野田 裕美

### 【はじめに】

当学院は日本語教育機関として、日本語教育機関告示基準に基づき教育水準の向上と適切な運営を実施していくため、自己点検項目を設定し自己評価を実施する。

### 【対象期間】

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 【実施方法】

1) 学院内に「自己点検・自己評価委員会」を設置し、委員会を構成するメンバーにより実施した。

1. 委員長：学院長
2. 委員：教務課代表、学生課代表、事務課代表、募集課代表、学生支援課代表、  
経理課代表、総務課代表、情報管理広報課代表
3. オブザーバー：理事長、常務

2) 評価項目は「日本語教育機関告示基準」に基づき、下記の15項目を実施した。

1. 理念・教育目標
2. 学校運営
3. 教育活動の計画
4. 教育活動の実施
5. 成績判定と授業評価
6. 教育活動を担う教職員
7. 教育成果
8. 学生支援
9. 進路に関する支援
10. 入国・在留に関する指導及び支援
11. 教育環境
12. 入学者の募集と選考
13. 財務
14. 法令遵守
15. 地域貢献・社会貢献

### 【評価方法（5段階評価）】

- A：「達成されている」あるいは「適合している」
- B：「一部未達成」で1年内を目途に達成あるいは適合に向けて改善に取り組んでいる
- C：「一部未達成」で達成あるいは適合にむけて改善案を検討している
- D：「未達成」あるいは「適合していない」
- X：「該当しない」

## 1 理念・教育目標

項目		
1.1 理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際社会のお役に立つ総合日本語学校を形成します。</li> <li>・留学生の立場で教育活動を実践します。</li> <li>・常に新しい教育カリキュラムを提案します。</li> <li>・対話とふれあいで国際人を育成します。</li> <li>・教育目標への挑戦を通じて人間的成長をはかります。</li> </ul>	
1.2 教育目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際人の育成を最重要の命題とし、多種多様な国際的ニーズの変化に対応できる学校運営・特色ある教育を行います。</li> <li>・語学教育の充実強化はもとより、日本文化や習慣・社会背景を含めた体系的な語学教育機関として、日本語及び日本の理解を教育目標とします。</li> <li>・留学生の進路希望にそった進路指導、学習指導を行い、100%の進学率を目指します。</li> <li>・日本で生活できる知識や生活指導にも力点を置き、充実した日本生活を提供します。</li> </ul>	
1.3 育成する人材像	<p>学園は、敬愛と感謝の心と教育を通して感化し、人間を信頼し、全ての人に対して温かい愛情を持つことができる人材を育てることを目標とする。</p> <p>— 敬愛と感謝の学生五か条 —</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな声で挨拶、返事ができる。</li> <li>・素直な気持ち、謙虚さをもって人に接する。</li> <li>・うそをつかず、人のせいではなく、自分で責任がもてる。</li> <li>・困っている友達に進んで声をかけることができる。</li> <li>・時間を大切にして、ルールやマナーを守ることができる。</li> </ul>	
項目		評価
1.4 理念、教育目標が社会の要請に合致していることを確認している。		A
1.5 理念、教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。		A
総評		
<p>当学院は、冒頭に掲げた理念、教育目標のもと、平成5（1993）年に日本語と日本文化の教育を開始して以来、海外エージェントや官公庁、自治体、協力企業、マスメディア、地域社会など様々なステークホルダーの皆様にご指導、ご支援いただきながら、30年間にわたり日本語教育機関としての使命を果たし、歴史と伝統を築いてきた。</p> <p>学院の理念、教育目標、育成する人事像については、ホームページや学園紹介パンフレットで学内外へ公開している。教職員に対しては、年度初めに行う運営方針説明の中で周知徹底している。また、新入職員に対しては、着任時に研修会を行い、その中で学院の理念や教育目標などを説明し、理解を促進している。</p>		

## 2 学校運営

項目	評価
2.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。	A
2.2 短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。	B
2.3 管理運営の諸規程が整備され、規程に基づいた運営が行われている。	A
2.4 意思決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。	A
2.5 予算編成が適切に行われ、執行ルールが明確である。	B
2.6 外部からの情報収集が効率的に行われ、かつ、共有化する仕組みがある。	A
2.7 学生、入学志願者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報の提供を行って	A

いる。	
2.8 授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している	B
2.9 業務の見直し及び効率的な運営の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。	B
総評	
<p>当学院は、日本語教育機関告示基準に基づき、学則の制定、シラバスの計画、学生募集要項の策定、教員資格確認による採用面接の実施、学生の在籍管理を実施している。運営方針や経営目標は、年度末から年度初めにかけて教職員へ周知・徹底されているが、単年の運営方針、経営目標に留まっており、中長期の運営方針等を明確化し、共有できるよう改善に努めていく。</p> <p>また、留学生がコミュニケーションを図れる言語に対応できる職員・指導員を配置し、学生が十分に理解できるような指導体制を構築している。毎日実施している幹部朝礼において、授業や学生の状況についての確認を行い、課題があれば対応策を議論し、迅速に対応するよう取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、過去に職員（当時）が起こした留学生に対する人権侵害行為などを理由として、入管から当学院に対して、日本語学校として告示校の登録抹消を通知され、その裁判が係属中であることなどを理由として、令和4（2022）年の適正校選定において、非適正校として管理されることになった。令和4（2022）年度は、外部専門企業と連携のもと、年間を通じて全教職員のコンプライアンス意識向上に向けた活動を推進し、社会からの信頼回復と健全かつ良好な学校運営を目指し改善に取り組んでいる。</p>	

### 3 教育活動の計画

項目	評価
3.1 理念・教育目標に合致したコース設定をしている。	A
3.2 教育目標達成に向けたカリキュラムを体系的に編成している。	A
3.3 国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしてレベル設定をしている。	A
3.4 教育目標に合致した教材を選定している。	A
3.5 補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。	A
3.6 教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。	A
3.7 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	A
総評	
<p>令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水際対策が緩和され、令和4（2022）年3月から日々継続的に留学生が入国するようになり、結果として例年（コロナ前）を上回る留学生が当学院に入学することになった。入国時期が異なる留学生に対しては、既定の授業に加え補講課題を与えるなどして、教育目標達成に努めた。また、留学生を日本語能力のレベル別に分け、日本語教育の授業と日本語能力試験の対策授業を連携させ、傾向分析と対策により日本語能力試験合格率の向上に努めた。</p>	

### 4 教育活動の実施

項目	評価
4.1 授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。	A
4.2 教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴などその他の指導に必要な情報を伝達している。	A
4.3 開示されたシラバスによって授業を行っている。	A

4.4 授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。	A
4.5 理解度・到達度の確認を実施期間中に適切に行っている。	A
4.6 学生の自己評価を把握している。	B
4.7 個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援を行っている。	A
4.8 特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。	A
<b>総評</b>	
<p>新入生および在校生に対して、定期的に習熟度テストを行い、学生の理解度・到達度把握に努め、適切なクラス編成に活かしている。学力不足の学生に対しては、学習意欲の喚起を心掛けながら、学習不足を補う教育を施している。令和4（2022）年度は、学生による自己評価を実施しなかった。今後の教育や指導に活かすため、学生による自己評価の実施に努めていく。</p> <p>学生の出席率や成績管理とともに、面談情報・指導内容などを学生管理システムで一元管理している。過去の指導面談履歴を確認したり、新たな情報を追加・管理することで、効率的かつ適切な指導ができる体制を継続している。</p>	

## 5 成績判定と授業評価

項目	評価
5.1 判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われている。また、判定基準と方法を開示している。	A
5.2 成績判定結果を的確に学生に伝えている。	A
5.3 判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。	A
5.4 授業評価を定期的実施している。	B
5.5 評価体制、評価方法及び評価基準が適切である。	A
5.6 学生による授業評価を定期的実施している。	A
5.7 授業評価の結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組に反映されている。	A
<b>総評</b>	
<p>成績の判定基準、判定方法を適切に開示し、成績判定結果は学生へ的確に伝えている。学生による「教員の授業評価」について、昨年（2021）度は実施したものの、令和4（2022）年度は実施しなかった。学生へのサービス向上と教員の更なるスキルアップ、教育内容の充実に向けて、今後、実施することを検討していく。</p>	

## 6 教育活動を担う教職員

項目	評価
6.1 学院長、教務主任、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A
6.2 教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。	A
6.3 教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。	A
6.4 教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組みをしている。	A
6.5 教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。	A
6.6 教員及び職員の評価を適切に行っている。	A
<b>総評</b>	
<p>新入教職員に対しては、メンター制度による支援・研修等を実施し、一般知識及び倫理観の向上を含めたスキル向上ならびに専門分野のレベルアップを図っている。また、教職員を対象とした研</p>	

修会を定期的実施し、ハラスメント防止や人権尊重、コンプライアンスの遵守について、周知・徹底を図ってきた。今後も教育機関としての信頼を高めるため教職員教育を強化していく。

教職員の評価は、年2回実施している。各組織責任者が教職員一人ひとりの勤務態度、業務成果などをもとに一次評価を行い、それをもとに役員が二次評価を行っている。

## 7 教育成果

項目	評価
7.1 入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。	A
7.2 修了・卒業の判定を適切に行っている。	A
7.3 日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	A
7.4 卒業又は修了後の進路を把握している。	A
7.5 卒業生及び修了生の状況を把握するための取組を行い、進学先、就職先等の状況や社会的評価を把握している。	A
総評	
<p>学生管理システムを活用し、学生の在籍状況や出席状況、成績、保有資格などを適時適切に管理している。学生の進路や、指導に関する面談記録も学生管理システムで一括管理しており、包括的に学生情報を把握することが可能となっている。教職員が効率的かつ適切に学生指導を行えるような仕組みを構築している。</p>	

## 8 学生支援

項目	評価
8.1 学生支援計画を策定し、支援体制を整備している。	A
8.2 生活指導責任者が特定され、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限を明確化している。また、これらの者を学生及び教職員に周知している。	A
8.3 日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。	A
8.4 留学生生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的実施している。	A
8.5 住居支援を行っている。	A
8.6 アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	A
8.7 健康、衛生面について指導する体制を整えている。	A
8.8 対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せてキャリア教育共済に加入している。	A
8.9 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応、及び感染症発生時の措置を定めている。	A
8.10 交通事故等の相談体制を整備している。	A
8.11 危機管理体制を整備している。	A
8.12 火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定め、避難訓練を定期的実施している。	B
8.13 気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。	A
総評	
<p>当学院に在籍する学生全員に対して、入学時のオリエンテーションから、日本の法律や生活マナー、交通安全、自転車運転ルール、資格外活動、日々の健康管理などについて定期的に教育、指導している。また、留学生生活のスタートを支援するため、学生寮と学校の間を職員が引率する登下校支援や交通安全指導のほか、日常生活における各種手続き（住民登録、健康保険、国民年金、銀行口座開設等）の支援も行っている。学生が病気やケガを負ったりした際には、教職員が病</p>	

院へ付き添うなど、生活環境整備と生活支援の両面で留学生をサポートし、学業に専念できる環境を構築している。

気象警報発令時等には、教職員及び学生に対して速やかに注意を呼び掛け、自分自身を守る安全な行動をとるよう徹底している。一方、令和4（2022）年度は避難訓練を実施できなかったため、今後は定期的に実施できるよう努めていく。

## 9 進路に関する支援

項目	評価
9.1 進路指導担当者を特定している。	A
9.2 学生の希望する進路を把握している。	A
9.3 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。	A
9.4 入学時からの一貫した進路指導を行っている。	A
総評	
進路指導担当者を特定し、進学のための情報を学生にも開示している。進路指導担当者は、担任と連携して学生の希望する進路や進学先を把握し、教務課内にも情報共有している。今後も継続し学生の進路支援の充実を図っていく。	

## 10 入国・在留に関する指導及び支援

項目	評価
10.1 入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A
10.2 担当者は、研修受講等により最新、かつ、適切な情報取得を継続的に行っている。	A
10.3 地方出入国在留管理局により認められた申請等取次者を配置している。	A
10.4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	A
10.5 在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。	A
10.6 在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。	A
10.7 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。	A
10.8 過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生させていない。	B
総評	
<p>学院の入管事務担当者を特定するとともに、各部門に申請等取次者を配置し、入管からの要請、質問、指導等について適時適切に対応している。各部門が入管等の外部機関からの研修会・説明会への参加要請や案内文書を確認することで最新情報の把握に努めており、情報入手後は速やかに教職員で共有できる体制をとっている。</p> <p>令和4（2022）年は、資格外活動の許可の取消数が前年と比較して大幅に減少（改善）した。しかしながら、過去に職員（当時）が起こした留学生に対する人権侵害行為などを理由として、入管から当学院に対して、日本語学校として告示校の登録抹消を通知され、その裁判が係属中であることなどを理由として、令和4（2022）年の適正校選定において、非適正校として管理されることになった。</p> <p>学生に対しては、日々のホームルームや始業式、終業式等の時間を活用して、不法残留や資格外活動違反等を起こさないよう周知徹底するとともに、学生の状況や在留に関する情報の把握に努めている。</p>	

## 11 教育環境

項目	評価
11.1 教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。	A
11.2 授業時間外に自習できる部屋を確保している。	A
11.3 教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。	B
11.4 視聴覚教材や IT を利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備している。	A
11.5 教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。	A
11.6 同時に授業を受ける学生数に応じた数のトイレを設置している。	A
11.7 法令上必要な設備等を備えている。	A
11.8 廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。	A
11.9 バリアフリー対策を施している。	D
総評	
<p>令和 2（2020）年度に整備した学校教育に必要な環境・設備を継続している。新型コロナウイルス感染症対策として建物衛生の観点から、①学校玄関口に検温モニターを設置し登校時に体温、体調の確認、②教室内の各机および食堂内各テーブルへの透明飛沫防止板の設置、③教室内の机等の除菌消毒の実施、④建物各階トイレ前への除菌消毒液の設置、⑤建物各階の窓・扉ノブ・手すり・電気スイッチ等の除菌消毒などを実施している。併せて、各教室および職員室において、定期的な換気も行っている。</p>	

## 12 入学者の募集と選考

項目	評価
12.1 理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。	A
12.2 機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。	A
12.3 教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報、求める学生像、及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示されている。	A
12.4 海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、その募集活動が適切に行われていることを把握している。	A
12.5 入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選考を行っている。	A
12.6 学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。不法残留者を多く発生させている国からの志願者については、学校関係者（職員等）が面接などの調査を行うよう努めている。	A
12.7 入学志願者の学習能力、勉学意欲、日本語能力等を確認するとともに、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。	A
12.8 入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、並びに学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。	A
12.9 関係諸法令に基づいた学費返還規程が定められ、公開されている。	A
総評	
<p>留学生の募集活動は、年初に策定した年間の募集計画に則って進めている。海外での募集活動制限が軽減され、海外事務所の現地職員や仲介機関と連携を図りながら、役員および職員が現地へ複数回出張し、面接を通じて入学選考を実施した。また、現地の仲介機関に対しては、電話やメールなどで定期的に情報提供しており、当学院への入学者がいる仲介機関にはイベント情報や学生の活動情報を定期的にフィードバックしている。入学予定者に対しても、常時、情報提供や問合せ対応も行っている。</p>	



### 13 財務

項目	評価
13.1 財務状況は、中長期的に安定している。	A
13.2 予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。	B
13.3 適正な会計監査が実施されている。	A
総評	
<p>令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症の水際対策緩和により、海外からの留学生入国が再開された。令和2（2020）年度から令和3（2021）年度まで、日本への入国が制限されていた留学生が継続的に入国し、例年（コロナ前）以上の留学生が当学院に入学したため、収支面では大幅に改善された。財務管理については、学外の税理士の指導に基づき行っており、公明・公正な財務状況となっている。また、会計監査においても学外の税理士が監査し、適切な対応を実施している。</p>	

### 14 法令遵守

項目	評価
14.1 法令遵守に関する担当者を特定している。	A
14.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。	A
14.3 個人情報保護のための対策をとっている。	A
14.4 地方出入国在留管理局、その他関係官公庁、日本学生支援機構等への届出、報告を遅滞なく行っている。	A
総評	
<p>関係省庁などに対する報告、届出は遅滞なく実施している。また、令和3（2021）年度に発生した職員による外国人留学生に対する人権侵害行為などを理由として、令和4（2022）年9月に出入国在留管理庁より、日本語学校の告示校としての登録が抹消されたが、その後すぐにその執行が停止された状況が続いている。令和4（2022）年度は、外部企業と連携の下、全教職員に対するコンプライアンス研修を複数回実施するとともに、毎週初めに行う全体朝礼の中で、教職員がコンプライアンスをテーマにしたスピーチを実施する取り組みを進めるなどして、コンプライアンス意識の向上を図ってきた。</p>	

### 15 地域貢献・社会貢献

項目	評価
15.1 日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。	A
15.2 学生ボランティア活動への支援を行っている。	A
15.3 公開講座等を実施している。	×
総評	
<p>令和4（2022）年度も、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、公共施設周辺の定期清掃活動や博多どんたく港まつり、学生寮周辺地域の清掃活動および夏祭りへの参画など、地域貢献・社会貢献活動に取り組んだ。また、例年実施している周辺地域中学校との国際交流学習会は、先方の申し出により中止となったが、引き続き地域貢献・社会貢献に努めていく。</p>	

## 自己点検・評価

日本語教育機関名：西日本国際教育学院

点検評価実施日：2023年5月31日

自己評価・自己点検 委員長：野田 裕美（学院長）